# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について(案)

令 和 元 年 6 月 10 日 外国人材の受入れ・共生に関する 関 係 閣 僚 会 議 幹 事 会

平成31年4月から、新たな外国人材の受入れ制度がスタートした。新たな制度は、現下の深刻な人手不足対策に対応するため、即戦力となる外国人材を受け入れるものであり、新たな制度が円滑に実施されるよう、引き続き関係省庁が連携して対応していく必要がある。

一方、外国人に関しては、技能実習生の失踪や、大学等での留学生の不適切な在籍管理が問題となっている。国民の不安感を解消するためにも、技能実習制度の適正な運用を確実に行うことはもとより、新設された出入国在留管理庁を中心に在留管理を徹底するなどして、不適切な事案を防止するとともに、不法就労や不法滞在に対して厳正に対処していかなければならない。

さらに、外国人材の受入れに当たっては、外国人が、日本で、そして地方で「働いてみたい」、「住んでみたい」と思えるような国民と外国人の双方が尊重し合える共生社会を実現するため、平成30年末に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、その取組を更に充実させていく必要がある。

以上を踏まえ、政府一丸となって、次の充実の方向性に沿って、施策を強力 に推進していく。

#### 1. 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進

- (1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等
- 分野横断的な対応策の実施

特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するため、分野横断的に、以下の措置を講ずる。

- 外国人受入環境整備交付金による地方への支援
- ・地方で就労することのメリット(生活費の水準等)の周知
- 都道府県単位での「地域協議会」等の立ち上げ【新規】
- ・制度所管省庁等と連携した相談員に対する体系的な研修の実施
- ・人手不足状況や特定技能外国人の受入れ状況等の情報把握・分析
- ・在留資格変更手続等における何らかの優遇措置の可能性についての検 討【新規】

あわせて、外国人の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携し、在留資格「特定技能」で就労を希望する国内外の外国人が、外国人雇用の経験に乏しい中小企業に円滑・適正に就職・定着できるようモデル的な取組について検討する。【新規】〔法務省、厚生労働省〕

## 〇 各分野に応じた対応策の実施

各分野の特性等を踏まえ、特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するため、各分野において、次の措置を講ずる。

- ・入国を希望する者と国内介護施設等のマッチングを実施する都道府県 (適切な団体に委託可)に対して、必要な経費を助成する。(介護分野)
- ・技能評価試験合格証明書の発行の際、過度集中地域の受入れ機関から は徴収する費用を引き上げる。(ビルクリーニング分野)【新規】
- ・特定技能外国人の受入れ事業実施のための法人(特定技能外国人受入事業実施法人)を設立し、悪質な引き抜き行為の禁止等を定めた行動規範の作成や、全国の求人求職情報の集約等のマッチング機能を担わせる。(建設分野)【新規】

その他の分野においては、各分野特有の状況等を考慮の上、同様の措置 を講ずることを検討する。[厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水 産省等]

## 〇 分野所管省庁における分野横断的な対応の推進

特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを 防止するため、制度所管省庁と連携して、各分野特有の状況等を考慮の上、 以下の措置を講ずべく必要な検討を行う。

- ・技能実習実施地域での就労を促進するための企業と外国人材と のマッチングを行う仕組みの構築
- ・地域における中小事業者間連携の取組への支援
- ・受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、 共同での企業 PR 活動、宿舎手配、研修等の事業者間の連携を促進する ための情報提供
- ・企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催
- ・地方における技能評価試験の実施
- 分野別の協議会等における引き抜き防止の申合せ

[厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等]

## い地方創生推進交付金の活用促進

外国人の受入れ・定着のために地方公共団体が行う施策に対する地方創生推進交付金による支援に関し、外国人が定着している地域の現地調査や有識者の意見等を基に先導的事業の要諦の整理等を行い、地方公共団体に周知して「横展開」を図ることにより、地方創生推進交付金の活用を促進する。〔内閣府(地方創生)、法務省、内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)〕《関連施策番号 15》

#### その他の取組

次の取組については、必ずしも外国人材を対象にしたものではないが、その推進を図ることにより、地域への就労促進に資すると考えられる。

- ・住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃補助等を行う地方公共団 体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援の実施
- ・元請・下請の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価が決 まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組の推進

[厚生労働省、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会]

- (2) 特定技能外国人の円滑な受入れ
  - 〇 出入国在留管理庁における迅速な審査

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応するため、 特定技能外国人が地域において速やかに就労を開始できるよう、地方出入 国在留管理官署においては、在留資格「特定技能」に係る在留諸申請及び 登録支援機関登録申請に係る標準処理期間内の処理を励行し、迅速な処理 を行う。[法務省]《関連施策番号 115》

〇 受入れ機関等にとって分かりやすい申請手続の確保

受入れ機関による在留諸申請等が円滑になされるよう、誤記入例やよく ある疑問点等を的確に把握・分析した上で、申請書の記載例や留意点をより 分かりやすいものに充実させて周知するなど、受入れ機関や登録支援機関に とって分かりやすい申請手続に改善する。[法務省]

特定技能試験及び日本語試験の周知方法の充実

法務省ホームページにおいて特定技能試験及び日本語試験についての最新情報を提供するとともに、リンク集の多言語化を進めるなど、外国人及び受入れ機関の双方が必要な試験情報にアクセスできるよう周知方法を充実させる。[法務省]

○ 介護分野における外国人材受入れに係る各スキームの関係性等について の明確化【新規】

介護分野は、これまでも経済連携協定(EPA)、技能実習、「介護」の 在留資格など様々なスキームで受け入れているところ、今回新たに特定技能 制度においても受入れがなされることとなり、それぞれのスキームの関係が 複雑となっていることから、介護分野における外国人材受入れに係る各スキームの要件と関係性、キャリアパス等について、明確化を図る。〔厚生労働 省〕

O 建設、造船・舶用工業及び介護以外の特定産業分野におけるキャリアパスの明確化【新規】

今回の新たな外国人材の受入れが認められた 14 分野のうち、現時点にお

いて、熟練した技能を要する業務に従事するための在留資格(特定技能2号)への移行ができるのは、建設と造船・舶用工業の2分野のみとなっており、また、介護分野においては介護福祉士の資格を取得することにより在留資格「介護」への移行ができる予定となっているが、建設、造船・舶用工業及び介護以外の特定産業分野において、例えば日本人との同等報酬を確保しつつ外国人材の技能等を高めることにより更に報酬が増えていくことを示したり、帰国後にどのような活躍ができるのかなど、キャリアパスの明確化を図る手段の検討を進める。[厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省]

## 特定産業分野の追加の検討

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要となる分野に限り、受入れ分野の追加を認めるとしているが、当該分野を所管する行政機関から、有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計、業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等が示されれば、制度の運用状況等を踏まえつつ、関係行政機関と協議し、受入れ分野を追加するかについて十分な検討を行う。 [法務省]

# (3) 悪質な仲介事業者等の排除

特定技能に関する二国間の協力覚書の作成の促進

「総合的対応策」で示された9か国のうちフィリピン、カンボジア、ミャンマー、ネパール、モンゴルについて、悪質な仲介事業者の排除を目的とした二国間の協力覚書を作成(※)したところ、ベトナム、中国、インドネシア、タイとの間でも、これを早期に作成すると共に、今後は制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じて政府間文書の内容の見直しを行うほか、送出しが想定されるこれら9か国以外の国との間で、同様の協力覚書の作成を進める。[法務省]《関連施策番号 100》

※ 特定技能に係る協力覚書の作成状況 (令和元年5月20日時点)

署名済み:フィリピン、カンボジア、ミャンマー、ネパール、モンゴル

内容合意:ベトナム、中国、インドネシア、タイ

#### 2. 共生社会実現のための受入れ環境整備

(1) 地方公共団体等への支援

外国人共生センター(仮称)の設置【新規】

「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、留学生の受入れ促進・就職、高度外国人材の受入れ促進、外国人材・家族の人権擁護、法律トラブル、査証相談、労働基準・労働

安全衛生等、地方を含む外国人の雇用促進等に対する支援等の施策を一括して実施することにより、効果的・効率的な支援を可能とするため、各機関の関係部門を集約させた外国人共生に関する拠点(外国人共生センター(仮称))を設置する。あわせて、外国人共生センターは、相互交流事業を行う独立行政法人国際交流基金や、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図る。〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省〕

# 〇 地方公共団体における共生施策支援の強化

地方公共団体が設置する一元的相談窓口の意見・要望や一元的相談窓口の設置状況を踏まえて、交付金の交付対象地方公共団体の見直しを検討する。 また、一元的相談窓口における多文化共生社会の実現に資する日本人からの相談への対応についても検討する。

あわせて、地方出入国在留管理局において、一元的相談窓口に地方出入 国在留管理局の職員を相談員として適宜派遣することや、関係機関と連携して、相談業務に従事する地方公共団体の職員等に対する研修等の支援を行っていく。

さらに、全国に配置されている受入環境調整担当官の体制整備を図ること等により、地方公共団体に対する支援活動、地域における情報収集等を充実・強化する。〔法務省〕《関連施策番号7》

#### い地方創生推進交付金の活用促進

外国人の受入れ・定着のために地方公共団体が行う施策に対する地方創生推進交付金による支援に関し、外国人が定着している地域の現地調査や有識者の意見等を基に先導的事業の要諦の整理等を行い、地方公共団体に周知して「横展開」を図ることにより、地方創生推進交付金の活用を促進する。 〈再掲〉〔内閣府(地方創生)、法務省、内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)〕《関連施策番号 15》

#### 〇 地域における多文化共生の推進に向けた更なる取組

総務省において、「多文化共生アドバイザー制度」、「多文化共生地域会議」で得られた優良事例・相談事例について、ホームページや地域会議等を通じて全国の地方公共団体等に展開することで、地域における多文化共生の推進に向けた取組を更に促進する。「総務省」《関連施策番号 18》

#### (2) 行政・生活情報の多言語化等の推進

〇 生活・就労ガイドブックの多言語化の推進及び「やさしい日本語」の活 用

平成31年4月に生活・就労ガイドブックの電子版(日本語、英語)をポータルサイトに掲載したところ、これに引き続き、今後、対象言語を11か 国語から14か国語に拡大する。 また、日本語版について「やさしい日本語」への変換を進める。【新規】 さらに、関係機関の連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。また、 冊子版を順次、作成・配布等する。〔法務省(関係省庁)〕《関連施策番号9》 (注) 14 か国語は、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、 ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、 ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語

# 〇 災害発生時の支援等における多言語対応の推進

防災・気象情報に関する多言語辞書の作成(11 か国語)及び気象庁ホームページの多言語化(11 か国語)を進めているところであり、さらに対応言語を14 か国語に拡大する。あわせて、「Safety tips」に当該14 か国語多言語辞書を反映する。〔内閣府(防災担当)、法務省、総務省、国土交通省〕《関連施策番号29》

# (3) 生活サービス環境の改善等

## 〇 医療体制の整備

地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳や医療コーディネーターの配置、電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備等を通じて、外国人患者が安心して受診できる医療体制の整備を進める。[厚生労働省]《関連施策番号 20、21、22、23》

#### ○ 医療機関における未収金の発生の抑制

医療費の不払等の経歴がある外国人に対し、再度の入国を認めないなど 厳正に対処することで未収金の発生を抑制する。[法務省、厚生労働省]《関連施策番号 25》

# 〇 感染症対策

感染症の国内蔓延を防止するため、まずは、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施する。[厚生労働省、法務省、外務省]《関連施策番号 26》

○ 広報啓発活動等を通じた交通事故の防止及び運転免許に関する多言語化 の取組

関係機関との連携の下、パンフレット等を使用した情報提供に努めるほか、日本の交通ルールや外国人向けの運転免許試験手続に関する警察庁ウェブサイトの拡充等、広報啓発活動を充実する。

また、外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際に行う知識確認について、やさしい日本語対応のほか、更なる多言語化を進めること、運転免許を新規に取得する際の学科試験において多言語化を進めること等につ

いて、地域の実情等に応じて対応するよう全都道府県警察に要請する。**【**新 規】

あわせて、外国語の問題例について警察庁で作成することを検討する。 さらに、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案を防 止するため、外国の運転免許制度に係る情報収集を強化する。〔警察庁〕《関 連施策番号 33》

○ 入居中のマナーに関する「入居後の住まい方のルール」を示した「入居 の約束チェックシート」や外国語版の賃貸住宅標準契約書等の多言語化・ 周知

外国人の入居に当たっての契約上の注意点や入居から退去に至るまでの必要な情報等が掲載されている「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び「部屋探しのガイドブック」における入居の約束チェックシートや外国語版の賃貸住宅標準契約書等について、不動産関係団体と連携し、現状の8か国語から少なくとも11か国語以上への多言語対応の拡充を図るとともに、入居の約束チェックシートの項目の拡充、やさしい日本語による対応の検討を進め、ホームページでの公表や関係事業者への研修会等を通じて、周知・普及を図る。また、公的サポートを受ける場合には、入居の約束チェックシートを効果的に活用する。これらの取組の強化を踏まえ、賃貸者に対し外国人への柔軟な貸与を要請する。[国土交通省]《関連施策番号 41》

○ 賃貸住宅への入居に当たっての保証手法に関する連携した周知活動 国土交通省ホームページにおいて、公益財団法人日本国際教育支援協会の 実施する留学生住宅総合補償制度における保証人補償が活用できる旨を記 載し、利用可能な制度について周知する。

加えて、日本国際教育支援協会において、留学生住宅総合補償制度とと もに家賃債務保証業者登録制度を関係者に周知する。[国土交通省]《関連施 策番号 41》

○ 特定技能外国人の住居の確保に対する受入れ機関の適切な支援について の周知・広報の実施

特定技能外国人の受入れに当たっては、特定技能外国人が住宅を賃借する際に不当な扱いを受けないよう、受入れ機関が保証人となるなどの支援を行わなければならないものとしているところ、受入れ機関に対して具体的な支援方法等を分かりやすく周知・広報することで、特定技能外国人の住居の確保について適切な支援を実施できる環境を整備する。〔法務省〕《関連施策番号 41》

○ 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備【新規】 外国人が、金融機関において、円滑に口座を開設できるよう、やさしい 日本語を含む 14 か国語による多言語対応の充実や手続の明確化等の取組を進める。また、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策の観点から、在留カードを利用するなどして、金融機関が外国人の在留期間を把握して口座を適切に管理できるようにしたり、口座売買などの犯罪に関与した場合は上陸拒否や国外退去となり得る旨を周知するほか、外国人に対し出国に際して口座の解約を促したりするため、外国人向けパンフレット及び受入れ機関向けパンフレットの作成や、金融機関向けの取組事例集による周知、口座利用の制限や解約の要件を明確化するための普通預金規定の整備等の措置を講じる。あわせて、外国人が無免許・無登録の金融機関を利用しないよう周知する。〔金融庁〕《関連施策番号 43、44》

## (4)日本語教育の充実

○ 地域日本語教育の総合的な体制整備の推進

新たな在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するため、国及び地方公共団体の総合的な体制づくり等、地域における日本語教育を推進する。

また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対して、生活場面に応じた日本語を自学・自習できるICT教材を8か国語から14か国語に拡大し、開発できた言語から順次速やかに提供する。〔文部科学省〕《関連施策番号48、49》

日本語教育全体の質の向上に向けた日本語教育の人材養成・研修

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月文化審議会国語分科会)を踏まえ、就労者等に対する日本語教師のための研修カリキュラムを一層普及する。あわせて、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格等の検討を踏まえた取組を進める。[文部科学省]《関連施策番号54》

# (5) 外国人の子どもに係る対策

母子健康手帳の多言語化【新規】

外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てが出来るように、母子保健の入り口である母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について調査研究を行う。[厚生労働省]

○ 保育所等における児童への対応、学校・家庭との連携

保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)等における保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、地方公共団体に改めて周知を行い、保育所等において、外国籍家庭などに対する適切な支援が行われるよう要請する。

また、平成30年9月14日に公表した「新・放課後子ども総合プラン」における基本的な考え方や学校・家庭との連携について、地方公共団体に対して改めて周知し、放課後児童クラブにおいて、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう要請する。〔厚生労働省〕

〇 保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に係る取組事例の 把握・共有【新規】

調査研究を実施し、外国人比率の高い地方公共団体を中心に、市町村や保育所等における、外国籍等の子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集、ヒアリング等を行い、地方公共団体における外国籍等の子どもの受入れの支援体制を把握するとともに、保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応について取組事例を収集し、好事例等の横展開を行う。〔厚生労働省〕

# 〇 就学状況の把握及び就学促進

義務教育諸学校への多言語による就学案内を徹底するとともに、全国調査により学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握を進め、就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の収集を行う。【新規】

また、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子供の学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を充実する。

さらに、就学に関する情報提供を市区町村の教育委員会が住民基本台帳担当部署等と連携して行う等、地方公共団体の関係部局や関係機関による一体的な取組を促進する。〔文部科学省〕《関連施策番号 66》

## ○ 全国的な研修機会の確保による教員等の資質能力の向上

教育委員会や大学等における養成・研修に資する「モデル・プログラム」の開発・普及を進めることで、日本語初期指導、中期・後期指導、JSLカリキュラムによる指導等の系統的な日本語指導を実践するための体制を整備し、日本語指導を担う中核的教師の養成を進める。

また、日本語指導など外国人児童生徒への指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上について、学校内外の多様な担い手から能力ある人材を柔軟に確保することが重要であることに留意しつつ、有効な方策について検討を行う。【新規】

あわせて、各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等を行う仕組みを構築する等により、外国人児童生徒の指導に関する研修の機会を充実する。[文部科学省]《関連施策番号63》

#### 教育の多言語化の対応

多文化共生社会の実現に向け、散在地域においてもきめ細かな指導を行うための多言語化に対応した翻訳システムの活用や遠隔教育の充実等、ICTを活用した支援体制を整備する。[文部科学省]《関連施策番号 62》

## ○ 障害のある外国人の子供に係る支援の充実【新規】

言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子供の就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。

特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等の配置に 努めるほか、特別支援教育、日本語指導の担当教師が、それぞれ日本語指導、 特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。

あわせて、発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する学校における合理的配慮の提供について実践研究を行い、その成果を普及する。また、子育てや就学に関する相談窓口等について外国人の保護者も対象に分かりやすく積極的な情報発信に努める。[文部科学省]

# 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実等

外国人児童生徒の高校への進学状況、中退率、進路状況等について実態の把握を進める。その上で、中学校・高等学校において将来を見通した進路 指導が提供されるよう、日本語指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援 を進める。

公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮(ルビ、 辞書の持ち込み、特別入学枠の設置等)について、地域の実情に応じて充実 が図られるように促す。【新規】

また、義務教育を修了した外国人について、その能力・意欲に応じて日本社会への定着が円滑に行われるよう、進学・就職に当たって必要な在留資格の取得の明確化等について、関係省庁と共に検討を行う。〔文部科学省、法務省〕《関連施策番号 61、64、66》

## の 夜間中学の設置促進・教育活動の充実

夜間中学について、全ての都道府県に少なくとも一校が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を図る。

教員の日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室等との連携や日本語教師、日本語指導補助者等の外部人材の活用など、 夜間中学における日本語指導を含む教育活動の充実に向けた取組を進める。

【新規】〔文部科学省〕《関連施策番号52》

- (6) 適正な労働環境等の確保
- 〇 外国人労働者からの安全衛生・労働条件に係る相談体制の充実 都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて、対応言語を現行の9か国語から14か国語に拡大する。[厚生労働省]《関連施策番号85》
- 適正な労働条件・雇用管理確保のための外国人労働者雇用管理セミナー 等の開催

労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた 周知等を行うとともに、ハローワークにおいて、雇用管理改善に向けた相 談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。

また、外国人集住地域、技能実習生や特定技能労働者が多い地域等において、事業主等を対象とする「外国人労働者雇用管理セミナー」等を重点的に開催し、地域企業における適正な労働条件及び雇用管理の確保等を図る。 〔厚生労働省〕《関連施策番号82》

雇用管理に役立つ多言語辞書の作成【新規】

労働条件等に関する事業主と外国人労働者の意思疎通を支援し、トラブルの発生予防に資するよう、労働契約等で使用頻度の高い単語を多言語で示す雇用管理に役立つ多言語辞書を作成し、中小事業主等や外国人の利用に供することで、適正な労働環境等の確保を図る。〔厚生労働省〕

〇 都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)や「総合労働相談コーナー」 で実施している相談対応等の多言語化【新規】

全ての雇用環境・均等部(室)(47局)及び総合労働相談コーナー(380 か所)において、新たに「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図ることを検討する。[厚生労働省]

〇 外国人労働者にも理解できる安全衛生教育の推進

特定技能外国人の受入れ分野(14分野)に対応する視聴覚教材の開発について、日本語を含む 11 言語で作成しているところであり、引き続き、対応言語を拡充して 14 か国語対応とする等、外国人向け安全衛生教材の対応言語の充実を図る。

また、外国人労働者に対して安全衛生教育を行う者を対象としたセミナーの開催、外国人労働者の安全衛生確保に関する相談窓口の設置、外国人労働者を雇用する事業場への安全衛生専門家による個別訪問等により、外国人労働者に安全衛生教育を行う者に対する支援を図る。[厚生労働省]《関連施

## 策番号84》

- 外国人労働者の労働災害の実態把握等(集計·分析等)【新規】事業者から所轄の労働基準監督署長に報告される「労働者死傷病報告」の情報等から外国人労働者の労働災害の傾向、原因等を分析し、今後の労働災害防止対策に活用する。[厚生労働省]
- ハローワークにおける職業相談の多言語対応の更なる充実 多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加 し14か国語とすることで機能強化を図る。

また、通訳員を配置しているハローワークについて、各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入しその効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図り、円滑な就職支援を実施する。〔厚生労働省〕《関連施策番号86》

## ○ 定住外国人施策の推進

定住外国人向け職業訓練コースの好事例の収集(①教科書の作り方の工夫、②補講等の実施、③定住外国人職業訓練コーディネーターの活用事例、④その他効果的な連携方策等)及びその周知等をはじめとした施策の充実を図ることで、日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。[厚生労働省]《関連施策番号89》

## (7) 社会保険への加入促進等

社会保険の運用等の整備

在留外国人が生活していく上で、社会保険は重要なセーフティネットであることから、厚生労働省、法務省等が連携し、外国人雇用事業所や外国人の社会保険の加入促進に取り組んでいく。加えて、国民健康保険の資格管理の適正化の観点から、健康保険法等の改正により、市町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報が明確化されたことを受けて、着実に適正化を図る。[厚生労働省、法務省]《関連施策番号 93》

## 3. 在留管理の強化等

- (1) 留学生の在籍管理の徹底
  - 大学等の留学生受入れに共通した対応【新規】

留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を行う。また、 指導の結果、在籍管理の適正を欠く大学等については、改善が認められる までの間、原則として、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳 格化を図る。

あわせて、在籍管理の適正を欠く大学等に対する私学助成の減額・不交付

措置や大学等名の公表等の制裁を強化する。〔文部科学省、法務省〕

# 〇 大学(留学生別科)への対応【新規】

専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関の告示基準 に準じた基準を作成し、当該基準への適合性の確認を受けている留学生別 科のみ留学生の受入れを認める仕組みを構築する。〔文部科学省、法務省〕

# 〇 大学(非正規生等)への対応【新規】

非正規生等について、大学学部進学のための予備教育に受け入れる場合には、留学生別科に係る新基準によるものを除き、在留資格を認めない仕組みを構築する。〔文部科学省、法務省〕

# 〇 専門学校への対応【新規】

文部科学省、地方出入国在留管理局及び都道府県との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、大学の場合と同様、原則として、留学生の受入れを認めない等の仕組みを構築する。 〔文部科学省、法務省〕

## (2) 悪質な仲介業者に係る対応策

〇 悪質な仲介業者に関わる申請の審査等の強化等

不法滞在者や資格外活動違反者等が多く利用していた仲介業者を利用している場合や、これらの者が多く在籍している日本語教育機関へ留学する場合は、在留資格認定証明書の交付に当たり、日本語能力や経費支弁能力等に係る書類の提出を求めるほか、必要に応じて高校卒業事実の確認のため、関係国の協力を得て、卒業証明書に公的機関の認証を求めるなど、審査の厳格化を検討する。また、我が国において把握した外国の悪質な仲介業者を当該国の政府に通知し、必要に応じ当該業者への対応がなされるよう申入れを行う。[法務省、外務省]《関連施策番号 102》

# (3) 日本語試験の適正な運用

日本語試験結果の正確な把握【新規】

各種民間試験実施団体が実施する日本語教育機関へ入学するための日本語試験について、各試験団体と連携し、地方出入国在留管理局提出専用の証明書を作成する仕組みの他、各試験団体が地方出入国在留管理局からの照会に応じる等の仕組みを構築する。[法務省]

#### (4) 留学生等の国内就職等の促進

留学生の就職率等の情報開示を要請

大学等における就職率等の情報開示などの取組を集約し、効果的に発信するため日本学生支援機構に特設サイトを開設し、大学等の情報の掲載を進め

# る。〔文部科学省〕《関連施策番号 72》

○ ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点とした、留学生と求人企業のマッチング機会の充実留学生の国内就職の促進に向けて、ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点として、留学生と求人企業のマッチング機会の充実を図るため、企業説明会や就職ガイダンス等の充実、地方企業や自治体と連携した合同就職説明会の開催、留学生向け求人の掘り起こし等に取り組む。〔厚生労働省〕《関連施策番号 76》

○ 日本の大学・大学院を卒業等した留学生の就職支援 日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示改正の普及を行う。〔経済産業省、文部科学省、厚生労働省、法務省〕 《関連施策番号 68》

## 〇 産官学連携による就職支援

留学生の多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進するため、産官学連携によりベストプラクティスを構築し、横展開する取組を早急に実施する。〔経済産業省(厚生労働省、文部科学省)〕《関連施策番号 74》

#### 1 手続簡素化の対象企業の拡大

一定の条件を満たす中小企業等への留学生就職支援に関し、手続簡素化の対象となる中小企業等の拡大の検討を行う。〔経済産業省、法務省〕《関連施策番号 70》

〇 インターンシップ等を活用した高度人材の受入れ

外国の学生の自らのスキルアップのほか、国際的な交流に資するとの観点を踏まえ、「特定活動」の在留資格により認められるインターンシップについて、その対象となる外国の学生の対象範囲や活動内容、制度の趣旨を明確にするとともに、より一層適正な制度の利用促進を図るためにガイドラインを策定する。〔法務省〕《関連施策番号 81》

#### 〇 インターンシップ等の活用の周知

外国の大学に通う外国人について、その専門性を生かして日本の企業等への就職につながるよう、関係機関と協力し、インターンシップ等の活用ができることを企業等に周知する。[経済産業省]《関連施策番号 75》

○ クールジャパン分野における専門学校等を卒業する留学生の就職等支援 調理又は製菓の科目を専攻して専門学校の専門課程を修了した留学生が 就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を今年度早期に講ずる。〔法務省、厚生労働省、農林水産省〕《関連施策番号 68》

# 〇 在外公館を通じた情報発信【新規】

本項目の取組につき、在外公館を通じ日本への留学に関心を有する者等 に対する情報発信を行う。〔外務省〕

### (5) 技能実習制度の更なる適正化

○ 外国人技能実習機構の実地検査のための体制強化 技能実習制度については、依然として多くの不正行為事案が発生している状況にあり、外国人技能実習機構の実地検査並びに法務省及び厚生労働省の立入検査の能力を強化する。〔法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構〕《関連施策番号83、122》

O 技能実習生の失踪等の防止に資する制度の適正化の一層の推進【新規】 実習実施者側の不適正な取扱いに起因する技能実習生の失踪について制 裁規定を設けることによりそのような失踪を実効的に防止するため、失踪に ついて帰責性がある実習実施者については、失踪後の一定期間、技能実習生 の新規受入れができない旨省令で規定する。

また、技能実習生に対する報酬額及びその支払が適正であったか否かの調査を容易かつ正確にし、また、そのことにより、実習実施者による賃金に関する不正行為等の発生を抑止するため、実習実施者に対し、技能実習生に対する報酬の支払を口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うことを義務付ける旨省令で規定する。〔法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構〕

#### (6) 入管法違反事案の探知及び摘発

効果的かつ効率的な摘発の推進

法務省は、摘発体制の整備を図るとともに、関係機関との協力関係を強化し、情報共有の緊密化・迅速化を図ることにより、一層の摘発を行う。また、インターネット上における不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等、退去強制事由に該当する情報をはじめとした情報の収集・分析機能を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発を行う。〔法務省等関係機関〕《関連施策番号 120》

#### (7) 偽変造在留カード対策

○ 外国人雇用状況届出情報における在留カード番号の活用 外国人雇用状況届出事項として在留カード番号を追加し、同番号を含め た外国人雇用状況届出情報を法務省及び厚生労働省間で情報共有する。これによって、法務省においては、同情報と同省の有する情報との確実な突合を行うことを可能とし、偽変造在留カードを雇用主に提示して就労している疑いのある者等を特定して、当該者に対する、より一層適切な入管法違反に係る調査や、在留資格取消手続を行っていく。〔法務省、厚生労働省〕《関連施策番号 120》

## 〇 偽変造在留カードによる不法就労等の防止

企業等が、外国人を新たに雇用する場合や、雇用している外国人が在留期間の更新や在留資格の変更を受けた場合は、就労可能な在留資格を付与されていること等について、在留カードの真正性を確認することを徹底する。その上で、偽変造在留カードを簡便に発見するための効果的な方法を検討する。 [法務省]《関連施策番号 120》

# 〇 偽変造在留カードの取締り等

地方出入国在留管理官署は、関係機関と緊密に連携し、偽変造在留カードの利用に対する取締りを図り、悪質な利用については厳格に対応する。特に、 偽造在留カード密造拠点の発見、摘発等により、偽造在留カードの流通実態 の把握に努める。〔法務省等関係機関〕《関連施策番号 120》

### (8) 入管法違反者に対する円滑な送還の実現

#### 被仮放免者の動静監視強化

退去強制令書が発付されているものの、送還を忌避し、あるいは諸般の事情により仮放免されている外国人について、仮放免の条件(指定住居地での居住や就労禁止など)の遵守状況や仮放免継続の必要性などを確認・把握するため、被退令仮放免者である外国人の居住実態や就労事実、仮放免継続事由の存否などに関する適正かつ厳格な動静監視を実施する。調査の結果、条件違反や仮放免事由の消滅などが確認された場合には、仮放免の取消しや仮放免期間の延長不許可により再収容する。[法務省]《関連施策番号 121》

#### 〇 送環体制整備

更なる送還忌避者の縮減に向け、個別送還、小規模の集団送還、保安要員を付しての送還等、事案に応じた形態での送還をより充実させることとし、このため送還体制の整備を図る。さらに、定期運航便での送還が困難な者を安全・確実に送還するため、チャーター便による集団送還を強化するとともに、有効な送還方法の在り方について調査研究を行うことを検討する。〔法務省〕《関連施策番号 121》

#### 〇 送還の隘路の解消

帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わない

国については、領事当局間協議等の場において、身柄の引取りに協力するよう交渉を進めていくほか、送還忌避者の身柄引取りに特化したハイレベルな交渉の場を設けるなど、送還の支障となっている事由を解決・解消し、可能な限り早期に退去強制令書を執行する。[法務省、外務省]《関連施策番号121》

○ 被退去強制者を引き取らない国の国民の入国審査の厳格化等

外国人材の受入れに関して、在留資格「特定技能」については、法務省令において、「退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること」と規定されていることから、被退去強制者を引き取らない国の国民に対して、在留資格認定証明書を交付しない。また、その他の在留資格についても、被退去強制者を引き取らない国の国民に対しては、在留資格認定証明書交付申請に対する審査及び入国審査に際して、厳格な審査を実施する。[法務省]《関連施策番号 121》

- (9) 在留資格手続の円滑化・迅速化
- 〇 受入れ機関単位での情報の把握及び特定技能外国人に係る届出手続のオンライン化

外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、受入れ機関単位で情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備について検討を進める。〔法務省〕《関連施策番号 113》

○ 在留外国人へのマイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

地方出入国在留管理局において、在留資格認定証明書交付時に代理申請者である全ての受入れ機関等に対してマイナンバーカードの申請案内等を行うとともに、在外公館における査証申請時にマイナンバーカード申請書の確認等を通じ再度周知等を行う。さらに、新規上陸時において、全ての中長期在留者に対して、市区町村での住居地届出義務の案内と併せてマイナンバーカードの取得の周知等を行う。これらにより、中長期在留者のマイナンバーカードの円滑な取得を図る。

なお、1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関等に対し、当該外国人への生活オリエンテーションでのマイナンバー制度の情報提供、その手続履行に当たっての必要に応じた窓口への同行等の必要な支援を行わせる。

また、地方出入国在留管理局において、在留期間更新許可申請時等に来 庁する全ての中長期在留外国人に対して、マイナンバーカードの交付申請等 を周知するとともに、特に中長期在留外国人の来庁者が多い地方出入国在留 管理局において、所在地の市区町村と連携して申請支援を行うモデル事業を 実施し、実施状況等を踏まえて、市区町村の要請を受けて、横展開を行う。

## [法務省、外務省、総務省]《関連施策番号 114》

## ○ 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続整備

新生児の住民票作成時において、住民票作成手続等と一体的にマイナンバーカードの取得促進を図ることにより、マイナンバーカードの円滑な取得が可能な環境を整備する。引越しの際の転入時にも、住民票作成手続等と併せて確実にマイナンバーカードの書換え手続等を行う。

新規に上陸する中長期在留外国人についても、上記の取組と同様、住民票作成時における円滑な取得環境を整備する。あわせて、在留カードとマイナンバーカードとの一体化についても、引き続き、検討する。〔総務省、法務省〕《関連施策番号 114》

# (10) 在留管理基盤の強化

# 〇 外国人雇用状況届出事項への在留カード番号の追加

外国人雇用状況届出事項への在留カード番号の追加について、厚生労働省において、令和元年度中に必要な省令を改正し、在留カード番号の追加を行う予定であり、法務省と厚生労働省は、在留カード番号を追加した外国人雇用状況届出情報を活用して、正確な外国人の就労状況の把握、偽装滞在者等を特定しての効率的な摘発を可能とする。

また、法務省と厚生労働省は、法務省が保有する外国人に関する情報と外国人雇用状況届出情報が突合できない事案や、外国人雇用届出の未届が疑われる事案等の迅速な把握により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図るため、外国人雇用状況届出情報や法務省が保有する外国人に関する情報をオンラインで連携する検討を進める。[法務省、厚生労働省]《関連施策番号116》

上記の充実の方向性に沿って、本年末に向け「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改訂を行う。